

## 大分大学医学部附属病院検査材料等審査委員会細則

平成21年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定に基づき、検査部、放射線部、輸血部、病理診断科・病理部及び内視鏡診療部（以下「検査部等」という。）において使用する検査材料等の採用、削除及びその取扱いに関する事項について審議する大分大学医学部附属病院検査材料等審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査材料等 大分大学医学部附属病院医療材料審査委員会細則（平成21年医学部附属病院細則第2-6号）第2条第2項第2号、第3号及び第5号に定める材料のうち別表で定めるもの。
  - (2) 検査薬品 体外診断用検査試薬をいう。
  - (3) フィルム類 内視鏡等による画像を撮影するフィルム、電離放射線、非電離放射線及び超音波を用いる検査に使用するフィルム並びにポラロイドフィルムをいう。
- 2 次の各号に定める物品は、前項第1号に定める検査材料等に該当しない。
- (1) 医薬品、感光薬品及び治療ガス
  - (2) 検査調剤用の試薬及び器具

### (採用及び削除の決定)

第3条 病院長は、検査材料等の採用及び削除の決定に当たっては、委員会の議を経るものとする。

- 2 前項の採用及び削除の手續に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

### (審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 検査材料等の有効性に関すること。
- (2) 検査材料等の安全性に関すること。
- (3) 類似の検査材料等に関すること。
- (4) 検査材料等の効果的運用に関すること。
- (5) その他検査材料等の取扱いに関すること。

### (組織)

第5条 委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 検査部長又は副部長
  - (2) 放射線部長又は副部長
  - (3) 輸血部長又は副部長
  - (4) 病理診断科・病理部長又は副部長
  - (5) 内視鏡診療部長又は副部長
  - (6) 内科系の診療科又は講座の教員 1人
  - (7) 外科系の診療科又は講座の教員 1人
  - (8) 医療技術部検査部門技師長又は副技師長
  - (9) 医療技術部放射線部門技師長又は副技師長
  - (10) 放射線部担当看護師長
  - (11) その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第1号から第9号まで及び第11号の委員は、病院長が指名する。

### (任期)

第6条 前条第1項第1号から第9号まで及び第11号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、診療科長及び中央診療施設の部長（検査部長及び放射線部長を除く。）のうちから病院長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(緊急の採用)

第10条 緊急に検査材料等の採用を行う必要がある場合は、第3条第1項の規定にかかわらず、病院長は委員長と協議の上、当該検査材料等の採用を決定することができる。

2 病院長は、前項の決定を行ったときは、委員会に報告しなければならない。

(健康保険)

第11条 委員会は、健康保険法（大正11年法律第70号）に定める診療報酬請求において認められている項目の検査及び治療に使用する検査材料等について審査する。

2 前項の診療報酬請求において認められていない項目の検査に使用する検査材料等の採用については、病院長は委員長と協議の上、審査方法を決定する。

(事務)

第12条 委員会の事務は、財務部経理課挾間調達室において処理する。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第2-7号）

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第5条第1項第1号から第9号まで及び第11号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部附属病院検査材料等審査委員会規程（平成16年医学部規程第2-12号）は、廃止する。

4 この細則施行の際、既に採用又は削除を決定した品目、規格及び製造会社の検査材料等については、第3条第1項の規定にかかわらず、委員会において採用又は削除を決定したものとみなす。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第2-4号）

この細則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第2-9号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

検査部・輸血部・病理診断科・病理部 ・内視鏡診療部検査材料等		放射線部検査材料等	
事項	区分	事項	区分
検査薬品	検査部共通検査薬品 生化学検査薬品 血液検査薬品 微生物検査薬品 免疫血清検査薬品 病理細胞診断検査薬品 生理内視鏡検査薬品 輸血部検査薬品	検査薬品	放射線部共通検査薬品 診断部門用検査薬品 治療部門用検査薬品 核医学部門用検査薬品
血液	濃厚赤血球 新鮮凍結血漿 濃厚血小板 保存血液 新鮮血液 洗浄赤血球 白血球除去赤血球 新鮮液状血漿 解凍赤血球濃厚液 血液分画製剤	放射性検査薬品	内分泌機能検査用検査薬品 腫瘍関連検査用検査薬品 免疫・アレルギー関連検査用検査薬品
フィルム	内視鏡用フィルム ポラロイドフィルム	フィルム	X線用フィルム CRT用フィルム デューブ用フィルム ハードコピー用フィルム 内視鏡用フィルム ポラロイドフィルム
検査材料	検体採取容器類 検査部共通検査材料 生化学検査材料 血液検査材料 微生物検査材料 免疫血清検査材料 病理細胞診断検査材料 生理内視鏡検査材料 輸血部検査材料	検査材料	放射線部共通検査材料 診断部門用検査材料 治療部門用検査材料 核医学部門用検査材料